

欧州における地理的表示保護制度



Squire Patton Boggs(UK) LLP
(弁護士知財ネット国際チーム／農水法務支援チーム所属)
日本国弁護士・英国事務弁護士
南 かおり

1. 序 論

商品の地理的原産地表示（以下総称として「地理的表示」）は、欧州連合（以下「EU」）規則が数年前に改正され、日本でも2014年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が制定されるなど比較的動きがみられる分野である。また、近年は、伝統的知識に関連する資源の保護に役立つとして、新興国でも注目されていると言われる¹。しかし、保護制度の設立・運用にあたっては、相反する様々な利益の調整という悩ましい問題が潜在する²。

地理的表示は記述的または一般名称と捉えられる場合が多く、排他的権利になじまない側面がある³。そのため、地理的表示のみから構成される標章は、商標登録を拒絶される場合が多い。例えば、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（「TRIPS協定」）⁴、共同体商標規則⁵、および日本の商標法⁶も登録不可事由と定める。

1 T W. Dagne, Beyond economic considerations (re) conceptualising geographical indications for protecting traditional agricultural products, (2015) , 46 (6) , IIC, 684頁

2 J. Mellor, D. Llewelyn, T. Moody-Stuart, D. Keeling and I. Berkeley, Kerly on Trademarks and Tradenames (15th edn, Sweet & Maxwell, 2011) Chapter 11 - Geographical Indications and Appellations of Origin, パラグラフ11-001

3 C Heath and D Marie-Vivien, Geographical indications and the principles of trade mark law - a distinctly European perspective, (2015) , 46 (7) , IIC, 820頁

4 The Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf（以下全てのURLにつき、最終アクセス日2017年2月17日）特許庁ホームページ日本語訳参照。 <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/trips/ta/mokuji.htm>

5 EU商標規則7条1(c) COUNCIL REGULATION (EC) No 207/2009 of 26 February 2009 on the European Union trade mark <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:02009R0207-20160323&from=EN>

特許庁ホームページ日本語訳参照 https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/shouhyou_rijikai.pdf

2015年改正EU商標指令では4条1(c)。2015年改正商標指令のうち、4条は2016年1月に施行。DIRECTIVE (EU) 2015/2436 (16 December 2015) (Recast)

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2015.336.01.0001.01.ENG&toc=OJ.L:2015:336:TOC

6 3条1項3号

しかし、地理的表示は、広く一般に使用されればされるほど、当該地域を原産とする商品を差別化するブランド力を取得することが可能である⁷。地理的表示の保護の推進によって、農業分野における経済効果が見込まれさらには地方経済や小規模農家も活性化するという報告などもあり、欧州委員会も農産品に競争力を付加するものと捉えている⁸。従って、かかる表示を保護し、独占的使用を許す仕組み、およびブランド力が強化された地理的表示へのただ乗りの防止措置も必要となってくる。

また、地理的表示を無制約に許すと、商品の原産地に関して消費者の誤認を招く恐れがある。原産地と商品の品質・特徴が強い関連性を有する場合はなおさら、消費者保護を目的とした表示規制が必要となり得る。

欧州には農産品および食品の原産地の表記を法的に保護する長い歴史があり⁹、国際条約、二国間協定、国内法による制度とは別に、上記の一般名称としての利用、独占権付与および消費者保護といった要請を調整しつつ地理的表示を保護、管理する、欧州連合（以下「EU」）独自の枠組みを実施している。

以下に、まず国際レベルおよびEU規則の基本を概観し、今後の展開にも触れる¹⁰。なお、英語を原文とする法規則類の日本語訳は、原則として、特許庁ホームページ掲載の訳に基づく。また、EU規則類の名称は、可能な限り略記とした。

2. 国際条約¹¹

(1) パリ条約¹²

1883年締結のパリ条約は、「工業所有権」に、「原産地表示又は原産地名」(indications of

7 岡村英郎著「国際取引法研究の最前線 第42回 地理的表示制度の概要と課題」国際商事法務44巻2号（2016）262頁；フィリップ・ドゥバール著（監修）亀岡悦子「EUとEUの締結する国際協定における地理的原産地表示の保護」国際商事法務43巻8号（2015）1133頁

8 欧州委員会https://ec.europa.eu/agriculture/newsroom/100_en; EU Intellectual Property Office, Infringement of Protected Geographical Indications for Wine, Spirits, Agricultural Products and Foodstuffs in the European Union (April 2016) 13頁 https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/Geographical_indications_report/geographical_indications_report_en.pdf; 2015年2月 ジェトロ・ブリュッセル事務所「EUの地理的表示（GI）保護制度」https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001948/EU_GI_Report2015.pdf 8-11頁にも具体例に基づく調査報告あり。地理的表示保護導入時には、欧州地域委員会において、地方経済および小規模農家に恩恵をもたらすことが可能との意見も出された。COM-2 /026 OPINION of the Committee of the Regions of 14 November 2001 on the Protection of geographical indications and designations of origin for agricultural products and foodstuffs http://edz.bib.uni-mannheim.de/www-edz/doku/adr/2001/cdr58-2001_fin_ac_en.pdf; Lionel Bently and Brad Sherman, Intellectual Property Law (4th edn, Oxford University Press, 2014) 1119頁

9 フランスには14世紀にロックフォール・チーズの地理的表示を保護する法律が存在したとも言われる。Bently and Sherman・前掲注8）1110頁

10 本稿では概観にとどめるが、詳細は各引用文献のほか、駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジンなども参考になる。<http://eumag.jp/question/f0715/>

11 各国際条約については、Bently and Sherman・前掲注8）1114-1117頁、および、伊藤成美・鈴木将文著「地理的表示保護制度に関する一考察」知的財産法政策学研究 47巻（2015）223頁以降 http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2015/12/47_11-%E8%AB%96%E8%AA%AC_%E4%BC%8A%E8%97%A4%E3%83%BB%E9%88%B4%E6%9C%A8.pdfを参考にした。